

大阪労働局から事業主の皆様へ 是非、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入をお願い申し上げます。

少子高齢化が急速に進展し、年金支給開始年齢が段階的に引き上げられる中、高齢者が培ってきた知識と経験を生かし、年齢にかかわらず意欲と能力がある限り働くことのできる社会の実現が求められています。

府内企業の皆様方におかれましては、この一步として是非とも希望者全員が65歳まで働ける制度の導入に向け早々に取組を進めていただきますよう、特にお願いいたします。

なお、制度導入に当たっては、下記の支援制度を設けておりますのでご活用ください。

高齢者雇用アドバイザー

経営コンサルタント、中小企業診断士、社会保険労務士など、高齢者の雇用問題に精通した『高齢者雇用アドバイザー』から、専門的かつ実務的なアドバイスを受けられます。

定年引上げ等奨励金

中小企業定年引上げ等奨励金

65歳以上への定年の引き上げ、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入などを行った中小企業事業主に対して奨励金が支給されます。

高齢者職域拡大等助成金

希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度の導入に併せて、高齢者の職域の拡大や雇用管理制度の構築に取り組む事業主に対して助成金が支給されます。

「希望者全員が65歳まで働ける制度」とは、次のいずれかの制度です。

- ①65歳以上の定年
- ②定年制の廃止
- ③定年後も希望者全員が65歳以上まで継続雇用される制度(再雇用、勤務延長)

大阪労働局職業安定部職業対策課 高齢者雇用対策係 TEL 06-4790-6311
なお、アドバイザー・奨励金については、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 大阪高齢・障害者雇用支援センターへ TEL 06-4705-6927